

IMFデータ品質評価フレームワーク（DQAFの構成）

1 品質の前提条件（品質を支える法的・制度的環境等）

①法的・制度的環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計の収集・処理・公表の責任の所在が明確か ・ データ作成機関間のデータ共有及び調整が適切か ・ データの機密性は保証され、統計目的のためか ・ データ報告を確保するための法律等の措置があるか
②資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフ、設備等資源、資金は適切に確保されているか ・ 資源の効率的利用のための措置はとられているか
③関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計利用者のニーズのための既存統計の関連性及び利用の監視
④その他品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質に焦点を当てたプロセスが整備されているか ・ 作業のプロセスを監視するしくみはあるか ・ 統計プログラム立案にあたっての検討事項に対処するプロセスはあるか

2 5つの次元

① 規範性の保証	ア 専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計が偏りなく公平に作成されているか ・ 元データ、統計技術の選択、公表は統計的な観点のみからなされるか ・ 統計機関が統計の誤用等に関して適切に対処する権限を持つか
	イ 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計作成のプロセス及び公表にかかる情報を一般が入手できるか ・ 公表前の政府内部における統計へのアクセスは公に認識されているか ・ 統計作成機関が当該作成物に明示されているか ・ 統計の方法論、元データに主要な変更がある場合の事前通知はあるか
	ウ 倫理基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計スタッフの行動基準が明確にされ、周知されているか
② 方法の健全性	ア 概念と定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計作成にかかる概念と定義は国際的に使用される基準、指針か
	イ 範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計作成のための範囲は国際的に使用される基準、指針か
	ウ 分類／セクター分け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用される分類／セクター分けは国際的に使用される基準、指針か
	エ 記録の基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・ フローとストックには市場価格が用いられているか ・ 記録は発生主義で行われているか ・ グロス及びネットの手続きは国際的に使用される基準、指針か

③ 正確性・信頼性	ア 元データ	<ul style="list-style-type: none"> 元データは国の固有事情を考慮した包括的なデータ収集か 元データは要求される定義・範囲・分類・評価・評価時期に合致しているか 元データには適時性はあるか
	イ 元データの評価	<ul style="list-style-type: none"> センサス、標本調査、行政記録を含む元データは経常的に評価されているか。評価結果はモニターされ、統計プロセスの指針となっているか
	ウ 統計技術	<ul style="list-style-type: none"> データ作成には信頼できる統計技術を使っているか その他の統計手順（データ調整や分析等）では適切な統計技術を使用しているか
	エ 中間データと統計アウトプットの評価・確認	<ul style="list-style-type: none"> 中間結果を他の情報に照らして確認しているか 中間データにおける統計上の不突合について評価し、調査しているか 統計アウトプットにおける統計上の不突合やその他の問題となり得る指標について調査しているか
	オ 改定のための研究	<ul style="list-style-type: none"> 改定のための研究・分析が定期的になされ、統計プロセスを報告するために内部的に利用されているか
④ 実用性	ア 周期性と適時性	<ul style="list-style-type: none"> 周期性及び適時性は公表基準に沿ったものか
	イ 一貫性	<ul style="list-style-type: none"> 統計結果に一貫性があるか 他の統計結果と一貫性があるか
	ウ 見直しの方針と実施	<ul style="list-style-type: none"> 見直しは定期的に行われ、スケジュールに沿ったものか 暫定的データや改定データについてはそれが明示されているか 見直しにかかる研究及び分析は公表されているか
⑤ アクセシビリティ	ア データへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 結果のレイアウトや表現方法はわかりやすいものになっているか 公表の媒体及び形式は適切であるか 統計は事前のスケジュールどおり公表されているか 統計はすべての利用者が同時に利用できるようになっているか 定期的に公表されないデータは、利用者の要請に応じて利用できるか
	イ メタデータへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 概念、範囲、分類、記録の基礎、データソース及び統計技術に関する文書が入手可能であり、国際的に受け入れられた基準、指針又は望ましい慣行と異なる部分については注釈が付与されているか 詳細の度合いは利用者のニーズに合っているか
	ウ 利用者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 各統計分野についての照会先が公表されているか 出版物、文書の目録、料金情報を含むその他情報を広く利用できるか

(注) 第4回WG（平成20年3月26日開催）資料4に基づき作成。